

令和 2 年 度  
臨 時 総 会 資 料  
( 書 面 開 催 )



地域協働学校 ふじみ野市立  
上野台小学校 P T A

## 第1号議案

### 上野台小学校PTA規約の改正について

「上野台小学校PTA規約」について、以下の改正を提案いたします。

#### 改正理由

社会情勢、家庭環境や学校を取り巻く環境が大きく変化し、また新型コロナウイルス感染症が拡大する中、PTA活動においても会員の皆様が無理なく自発的に活動に関わってもらえるよう、時代に即した持続可能な組織体系に変革すべく以下のとおり「上野台小学校PTA規約」の改正を提案いたします。

なお、削除する箇所は二重抹線で、追加する箇所は赤字にて記載しています。

## 上野台小学校PTA規約

### (名称及び事務所)

第 1 条 この会は、ふじみ野市立上野台小学校保護者と教師の会（上野台小学校PTA）といい、事務所を上野台小学校におく。

### (目的及び活動)

第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における上野台小学校在籍児童の幸福な成長をはかり、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. 学校・家庭教育について、会員相互の理解と協力。
2. 教育環境の整備。
3. 児童及び会員の保健及び厚生。
4. 児童の社会生活の指導。
5. 会員の教養の向上と親睦。
6. その他、この会の目的をとげるために必要な事項。

### (方針)

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主的な任意団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に片寄ることなく、また営利を目的とする行為をしない。
3. この会、またはこの会の役職名で選挙の候補者を推薦しない。

### (会議)

第 5 条

1. この会の各会議は、別に定めた場合を除き構成人員の過半数の出席を得て成立し、出席人員の過半数の同意を得て議決する。
2. 学校長は、学校の運営の円滑化をはかるため、この会のすべての会議に参加でき、意見を述べることができる。

### (本部役員及びその他の委員の任期)

第 6 条 この会の会長、その他役職にあるものの任期は、会計監査委員、~~選挙管理委員会、推薦委員会及び臨時委員会の委員を除いて~~1年とし、再選を妨げない。

### (会員)

第 7 条 この会の会員は、上野台小学校に在籍する、児童の保護者（以下、Pとする）及び教職員（以下、Tとする）により構成する。

第 8 条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第 9 条 この会の会員は、この規約の定めるところにより、すべて平等の権利と義務を有する。

### (会計)

第 10 条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第 11 条 寄付を求めるとき、または寄付を受けるときは、運営委員会の承認を必要とする。

第 12 条 会員の会費は月額200円とする。但し、会員の事情によって、運営委員会が会費の減免を認めることができる。

第 13 条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(本部役員)

第 14 条 この会の本部役員は、次のとおりとする。

1. 会長 1名 (P)
2. 副会長 ~~4~~ 2～4名以内 (P 1～3 以内、T 1)
3. 書記 2～3名 (P 1～2、T 1)
4. 会計 2～3名 (P 1～2、T 1)

但し、必要ある場合は総会又は運営委員会の承認を得て、本部役員を増減できる。  
本部役員は、他の委員及び会計監査委員及び~~選挙管理委員~~を兼ねることができない。

第 15 条 本部役員は、前年度内総会において、全会員による選挙又は信任投票賛成多数による承認によって選出される。

第 16 条

1. 次年度の本部役員に欠員が生じたときは、他の職が兼職する。
2. 兼職する場合、次年度の本部役員候補者で事前協議の上、兼職するものを決定し、総会で承認を得ることとする。
3. 任期途中において本部役員に欠員が生じたときは、必要に応じて他のものが兼職するが、総会での承認は得ないものとする。

~~第 16 条 本部役員に欠員を生じたときは、運営委員会がこれを補充し、次期総会の承認を受ける。任期は前任者の残任期間とする。~~

第 17 条 本部役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し、総会及び運営委員会を招集開催する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は、総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録し、会長の指示に従ってこの会の庶務を司る。
4. 会計は、予算に基づいて一切の会計事務を処理し、この会の財産を管理する。

(会計監査委員)

第 18 条 1. この会の会計を監査するために、2名の監査委員を置き、任期は2年とする。  
2. 監査の実効性と継続性を担保するため、監査委員は年度毎に1名ずつ交代する。

第 19 条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。また、必要に応じ、臨時会計監査をすることができる。

第 20 条 会計監査委員は、総会において、前年度内に全会員による選挙又は信任投票賛成多数による承認によって選出される。

(顧問)

第 21 条 この会に第 14 条本部役員のほかに、顧問を1名置くことができる。

第 22 条 顧問は、本部会及び運営委員会に出席し、会務執行に関して会長その他役員の求めに応じ、必要な助言を行う。

第 23 条 顧問は、過去の会計年度で会長の職にあったもので、本部役員及び学校側の要請により、本人が承諾し、総会の議決を経た場合に限り委嘱することができる。

第 24 条 顧問は、第 7 条 及び 8 条の限りでない。

(総会)

第 25 条 総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

第 26 条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議決定する。
  - ① 前年度の活動報告
  - ② 前年度の会計決算報告及び承認
  - ③ 新年度の活動方針の決定

- ④ 新年度の予算の決定
- ⑤ P T A規約の改正
- ⑥ 新年度の本部役員、会計監査委員の選挙又は承認
- ⑦ その他重要事項

2. 総会の開催方法は、書面開催及びウェブ開催を原則とする。

3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき、会長がこれを招集開催する。

第 2.7 条 総会は、会員の3分の1以上の出席者（委任状も含む）議決権の行使をもって成立とする。

（運営委員会）

第 2.8 条 運営委員会は、総会の決定に基づき、この会を運営し、その責を負う。

第 2.9 条 運営委員会は、この会の本部役員、専門委員長、学級部会長クラス委員をもって構成する。

第 3.0 条 運営委員会の中に、次の専門委員会をおき、調査、立案及び執行にあたる。

- ~~① 広 報 委 員 会 この会の活動に必要な一切の広報活動に関すること。~~
- ~~② 成 人 委 員 会 児童及び会員の保健衛生、学校給食への協力と、会員の教養の向上や親睦に関すること。~~
- ① 校 外 委 員 会 児童の校外生活の安全に関すること。
- ② 施 設 委 員 会 学校の施設、環境の整備に関すること。
- ~~⑤ ひかり祭実行委員会 ひかり祭の開催に関すること。~~
- ~~⑥ ハンドメイド委員会 「上福岡七夕まつり」の竹飾りの製作及び掲示板の装飾に関すること。~~

（専門委員会）

第 3.1 条 ~~広報、成人、ひかり祭実行、ハンドメイドの各専門委員は、各学級部会から選出され、校外、施設の各専門委員は、各地区から選出される。~~

第 3.2 条 各専門委員会は、前条によって選出された委員と、Tの委員1名をもって構成し、委員の互選により委員長・副委員長・書記会計を選出する。

第 3.3 条 各委員長は、それぞれの専門委員会を招集開催し、運営の責を負い、運営委員会に出席する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（学級部会及び学年委員会）

第 3.4 条 各学級に学級部会をおき、学級部会長クラス委員がこれを招集運営する。

第 3.5 条 学級部会は、各学級の全会員をもって構成し、学級部会長1クラス委員2名とこれを補佐するため副部会長1名を選出する。~~副部会長は、ひかり祭実行委員を兼任する。~~

第 3.6 条 学級部会は、次のとおりとする。

1. 運営委員会と会員との意志の疎通をはかり、会の運営を円滑にする。
- ~~2. 各専門委員会の委員を1名選出する。但し、同一会員が2学級以上より選出されたときは、上学年の学級において、委員となる。~~
2. P T A会費の集金に関すること。

第 3.7 条

1. 学年委員会は、同一学年の会員の連絡をはかるため、同一学年の学級正副部会長クラス委員をもって構成し、互選により各1名の学年委員会代表及び副代表を選出する。
2. 学年委員会は、その代表が必要に応じて随時これを招集開催する。副代表は、学年代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。

(次年度本部役員候補者の活動)

第 38 条 次年度本部役員候補者として選定されているものは、次の活動を行うことができる。

1. 次年度活動計画案及び予算案を現本部役員と協議して作成すること。
2. 運営委員会・本部会を傍聴すること。

(次年度の準備に関する事務)

- 第 39 条
1. 次年度の本部役員及び会計監査委員の選定に関する事務を処理するため、毎年11月6日に次年度準備委員会を設ける。
  2. 次年度準備委員会は、本部役員各職及び教頭により組織し、12月末日までに次年度の本部役員及び会計監査委員の立候補の届出を受け付ける旨の公示をする。
  3. 立候補者が定数に満たない場合、その旨を会員に報告し、再度立候補者と推薦候補者を募り、総会の3週間前までに候補者を選定する。但し、事前に本人の同意を得ておくことを条件とする。
  4. 立候補者と推薦候補者の希望する役職に偏りがあった場合、候補者同士の調整をする。
  5. 会計監査委員の立候補者が複数人いた場合、過去に本部会計を経験したものを最優先とし、次いで会計業務経験者を優先して選定する。
  6. 次年度の本部役員に欠員が生じた場合、次年度の兼職について調整をする。
  7. 本部役員各職において、定数以上の立候補及び推薦があり、候補者同士の調整ができなかった場合、総会において選挙を実施するものとする。
    - ① 候補者の氏名、児童の所属学級、抱負を総会資料に記載して周知する。
    - ② 上野台小学校PTA会員（Pについては各家庭より1名）が選挙権を行使する直接選挙とする。
    - ③ 複数の候補がある場合、それぞれの役職毎に、定数に達するまで、得票数の上位より順に当選とする。
    - ④ 対立候補がない場合、総会において賛成多数により承認する。
    - ⑤ 選挙結果を含む総会決議結果は、文書で全会員に報告する。

~~(選挙管理委員会)~~

~~第 39 条 本部役員及び会計監査委員の選挙に関する事務を処理するため、選挙管理委員会を設ける。~~

~~第 40 条 選挙管理委員及び推薦委員を併せて各学級から1名選出し、互選により各学年1名を選挙管理委員に、その他の者を推薦委員とする。~~

~~第 41 条 選挙管理委員会は前条で選出された委員とT1名をもって構成し、互選により1名の委員長を選出する。~~

~~第 42 条 選挙管理委員は、この会の役員選挙に立候補することができない。~~

~~第 43 条 選挙管理委員会は、立候補者と推薦候補者を平等に選挙されるように運営されなければならない。~~

~~第 44 条 選挙管理委員会は、0月末日までに立候補の届出を受け付ける旨の公示をしなければならない。~~

~~第 45 条 選挙管理委員の任期は、選挙業務を終えたときをもって満了とする。~~

~~第 46 条 役員選挙に関する必要な事項は、細則で定める。~~

(推薦委員会)

~~第 47 条 本部役員及び会計監査委員を推薦するために推薦委員会を設ける。~~

~~第 48 条 推薦委員会は第40条で選出された委員と現役本部役員3名及びT1名をもって構成し、互選により1名の委員長を選出する。~~

~~第 4 0 条 推薦委員は選挙管理委員を兼務できない。推薦委員の候補者になった場合、選挙管理委員をやめなければならない。また、推薦委員は、この会の役員選挙に立候補できない。~~

~~第 5 0 条 推薦委員会は、すべての会員の中から本部役員及び会計監査委員の候補者を開票日の2週間前までに、定員以上推薦しなければならない。但し、事前に本人の同意を得ておく事を条件とする。~~

~~第 5 1 条 推薦委員の任期は、選挙管理委員会に推薦者を付託したときをもって、満了とする。~~

~~第 5 2 条 推薦業務に関する必要な事項は、細則で定める。~~

(臨時委員会)

第 4 0 条 運営委員会が必要と認めたときは、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会の委員は運営委員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(規約の改正)

第 4 1 条 1. この規約は、総会で出席議決権行使者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。  
2. 改正案は、総会の少なくとも1週間前までに、会員に提示しなければならない。

(細則の設置及びまたは改正及び廃止)

第 4 2 条 この会の運営に関し、必要ある場合はこの会の目的及び方針に反しない限り、運営委員会の承認を得て、細則の設置または改正及び廃止することができる。

付 則

この規約は平成14年 4月11日より施行する。

付 則 (平成15年11月21日・一部改正)

この規約は平成15年11月21日から施行する。

付 則 (平成18年 4月24日・一部改正)

この規約は平成18年 4月24日から施行する。

付 則 (平成30年 4月25日・一部改正)

この規約は平成30年 4月25日から施行する。

付 則 (平成31年 4月24日・一部改正)

この規約は平成31年 4月24日から施行する。

付 則 (令和2年 7月15日・一部改正)

この規約は令和2年 7月15日から施行する。

付 則 (令和3年 2月15日・全面改正) 【予定】

この規約は令和3年 2月15日から施行する。 【予定】

## 第2号議案

### 上野台小学校PTA本部役員及び会計監査委員選挙に関する細則 の廃止について

「上野台小学校PTA本部役員及び会計監査委員選挙に関する細則」について、廃止を提案いたします。

#### 廃止理由

今回のPTA改革では、PTA本部役員選出方法の簡略化を目指しており、選挙管理委員会と推薦委員会の廃止も予定しております。また、本細則の中で今後選挙が実施される場合に必要と考えられる内容については、PTA規約内に追記いたしました。よって、本細則は役目を終えたと判断し、廃止を提案いたします。

なお、改正前のPTA規約には細則の廃止についての規定がないこと、細則の設置及び改正については運営委員会の承認案件ではあるが今年度は運営委員会が構成されていないことを勘案し、本臨時総会にて会員の皆様のご承認を賜りたいと存じます。



## 《上野台小学校PTA本部役員及び会計監査委員選挙に関する細則》

(目的)

第 1 条 上野台小学校PTA規約第40条、第46条に基づき、本部役員及び会計監査委員の選挙に関する細則を次のとおり定める。

(選挙権、被選挙権)

第 2 条 上野台小学校PTA会員（Pについては各家庭より1名）が選挙権及び被選挙権を行使する。但し、会計監査委員の被選挙権については、別に定める。

(会計監査委員の被選挙権)

第 3 条 1. 会計監査委員の被選挙権について、次の各項で定めるものとする。  
2. 会計監査委員は、直近の会計年度で本部会計の職にあり、当該年度で退任する者のうち、本人の承諾を得た者が被選挙権を行使する。  
3. 2項で該当がない場合は、直近の会計年度以前に本部会計の職にあった者のうち、本人の承諾を得た者が被選挙権を行使する。  
4. 2項及び3項で該当がない場合は、上野台小学校PTA会員が被選挙権を行使する。その場合、会計業務経験者とし、その歴を選挙管理委員会または推薦委員会に提示しなければならない。

(選挙の公示) …選挙管理委員会

第 4 条 本部役員及び会計監査委員の立候補を受け付けることを、文書で全会員に知らせる。

(立候補の受付) …選挙管理委員会

第 5 条 1. 公示期間内に立候補届を選挙管理委員会に届け出る。  
2. 立候補届の記載事項  
① 立候補する役職名  
② 立候補する者の氏名、住所、児童の所属学級  
3. 会計監査委員の立候補者は、会計業務経験者とする。  
4. 選挙管理委員会は、締切後、届出ありの場合はその立候補者名を、ない場合はその旨を推薦委員会に報告する。

(推薦の受付) …推薦委員会

第 6 条 1. 選挙管理委員会より報告を受けた後、立候補者の有無にかかわらず『本部役員及び会計監査委員推薦用紙』を配布し回収する。  
2. 推薦者の中から定員以上の推薦候補者を選出する。  
3. 会計監査委員の推薦候補者は、会計業務経験者とする。  
4. 推薦候補者の同意を得た後に、推薦候補者名を選挙管理委員会へ、開票日の3週間前までに報告する。

(選挙の公報) …選挙管理委員会

第 7 条 選挙管理委員会は、各役員の推薦（立候補者を含む）を受けた後、開票日の2週間前までに候補者の氏名、児童の所属学級、抱負、推薦者による推薦文を記載した公報を全会員に知らせる。

(選挙) …選挙管理委員会

第 8 条 1. 無記名投票による直接選挙とする。  
2. 投票用紙はあらかじめ様式を定め、定数確認のうえ、開票日の1週間前までに全会員に配布する。  
3. 開票  
① 複数候補がある場合、会長は有効投票数（白紙投票も有効投票であると見なす）の過半数をもって、当選とする。過半数に達しない場合は、上位2名による決選投票を行う。  
その他の役員は、投票数の上位より当選とする。

② 対立候補のない場合は、信任投票を行い、有効投票数（白紙投票も有効  
投票  
であると見なす）の過半数で信任される。

4. 開票日に選挙が完了しない場合は、運営委員会の決議により、善後処置を決  
める。

（開票立会人）

第 9 条 選挙管理委員の他に、運営委員会の指名により開票立会人をPより1名、Tより1名選出  
する。

（選挙の結果報告）…選挙管理委員会

第 10 条 選挙管理委員会は、選挙の結果を文書で全会員に報告する。

付 則

この細則は平成14年 4月11日から施行する。

付 則（平成15年 3月19日・一部改正）

この細則は平成15年 3月19日から施行する。

付 則（平成15年11月21日・一部改正）

この細則は平成15年11月21日から施行する。

付 則（平成31年 3月13日・一部改正）

この細則は平成31年 3月13日から施行する。

付 則（平成31年 3月13日・一部改正）

この細則は平成31年 3月13日から施行する。

付 則（令和3年 2月15日・廃止）

【予定】

この細則は令和3年 2月15日をもって廃止する。

【予定】